

# 第3回嬉野市議会定例会 追加議案

令和3年9月13日提出

嬉 野 市

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
76	令和3年9月13日	嬉野市罹災者に対する見舞金支給条例について	1
77	〃	令和3年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）	別冊
78	〃	令和3年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）	〃

議案第76号

嬉野市罹災者に対する見舞金支給条例について

嬉野市罹災者に対する見舞金支給条例を別紙のように制定する。

令和3年9月13日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 災害による罹災者に対して見舞金を支給できるようにするため、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市罹災者に対する見舞金支給条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害に際し、市がその罹災者<sup>り</sup>に対して見舞金を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火災若しくは爆発その他これに類する原因により生ずる被害をいう。

(見舞金の額)

第3条 本市に住所を有する者が災害を受けた場合は、罹災者に対して、次の各号に掲げる被害の程度の区分に応じ、当該各号に定める額の見舞金を支給する。

- (1) 住宅の全壊、全焼又は全流失 1世帯当たり100,000円。ただし、一人世帯には60,000円
- (2) 住宅の半壊、半焼又は半流失 1世帯当たり50,000円。ただし、一人世帯には30,000円
- (3) 住宅の床上浸水 1世帯当たり30,000円
- (4) 重傷者(1月以上の治療を要する見込みの者) 1人当たり30,000円

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、見舞金の支給の対象としない。

- (1) 罹災者が法人又は団体である場合
- (2) 被害が罹災者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(被害程度の認定)

第4条 前条第1項各号の被害の程度の認定は、市長が実情に即してこれを行うものとする。

(見舞金の返還)

第5条 市長は、受給者が偽りその他不正行為により見舞金を受給した場合は、その者から既に支給した見舞金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、見舞金を支給することに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年8月11日から適用する。  
(令和3年8月の前線に伴う大雨による特例措置)
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、令和3年8月の前線に伴う大雨による災害に係る見舞金の額については、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 住宅の全壊又は全流失 1世帯当たり100,000円
  - (2) 住宅の半壊又は半流失 1世帯当たり50,000円
  - (3) 住宅の床上浸水 1世帯当たり30,000円
  - (4) 重傷者(1月以上の治療を要する見込みの者) 1人当たり30,000円
  - (5) 住宅の床下浸水 1世帯当たり10,000円